

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する半田市職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、半田市職員（再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これにあたり、職員は、別に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これにあたり、職員は、別に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、主査相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に定める事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を図るため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者及びその家族その他の関係者（以下「障がい者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「職員による障がいを理由とする差別に関する相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障がい者に対し、不当な差別的取扱いをした場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されるものとする。

(相談体制の整備)

第7条 障がい者等からの職員による障がいを理由とする差別に関する相談等は、原則として当該事務又は事業を所管する課等において行うものとし、職員による障がいを理由とする差別に関する相談等に係る問題の解決に向けた調整等をするため、次の課に相談窓口を置くものとする。

- (1) 人事課
- (2) 地域福祉課
- (3) 子育て相談課
- (4) 学校教育課
- (5) 病院事務局管理課

2 職員による障がいを理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障がいの状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障がい者等から職員による障がいを理由とする差別に関する相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をした上で、該当する職員が所属する課等に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた課等は、対処する必要があると認められるときは、速やかに是正措置、再発防止策等を講じるものとする。

5 第1項の相談窓口に寄せられた職員による障がいを理由とする差別に関する相談等及び前項の規定による是正措置、再発防止策等は、地域福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係課等で情報共有を図るとともに、以後実施する事務又は事業において活用することとする。

(研修及び啓発)

第8条 障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

- 3 第1項の啓発を行うにあたっては、職員が障がい者の特性を理解するとともに、障がい者に適切に対応するために、マニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。